

男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

警察庁作成

施策名 (4) 売買春への対策の推進

1 今後の方向性、検討課題等

ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

- ・ 売買春の根絶に向けた取締りの強化等
- デートクラブ等の派遣型売春事犯、高額な債務を負わせる等して外国人女性に売春を行わせる事犯の取締りの推進
- 外国人女性を性風俗特殊営業等に不法就労させている事犯の重点的な取締り
- 外国人女性等から保護要請があり、その者が人身取引（トラフィッキング）被害者である可能性が認められる場合の、警察署又は警察本部の相談室等における事情聴取
- 人身取引（トラフィッキング）被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合における、被害者としての立場を十分に配慮した警察の措置

イ 児童買春に対する対策の推進

- ・ 児童買春の根絶に向けた取締りの強化
- 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく積極的な取締り、福祉犯専従体制を充実強化しての暴力団等が関与する事犯の摘発の徹底
- 出会い系サイト規制法に基づく、児童に性的関係を持つように誘う行為及び対償を示して交際を求めたりする行為の取締りの推進
- ・ 相談体制の充実
- 少年補導職員、少年相談専門職員等による被害児童に対するカウンセリングや継続的指導の推進

ウ 国際的動向への対応

① 人身取引（トラフィッキング）事犯への対応

- 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）への署名（平成14年12月）と、今通常国会における批准に向けた検討の推進
- 「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置（平成16年4月）、「人身取引対策行動計画」の策定（平成16年12月）及び確実な実施
- 在京大使館や関係NGO等との間における人身取引（トラフィッキング）問題に関するコンタクトポイントの設置及び人身取引（トラフィッキング）に関する情報交換の実施
- 具体的な人身取引（トラフィッキング）情報入手時における、関係都道府県警察による速やかな対応、被害者の救出及び被疑者の検挙
- 風俗営業、性風俗関連特殊営業等に関する人身取引（トラフィッキング）防止のための、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正の検討

② 児童買春・児童ポルノ事犯への対応

- 日本国民による国外犯に対処するため、CSEC東南アジアセミナーの開催等の外国捜査機関との連携体制の構築の推進
- G8によるオンライン上の児童の性的搾取を根絶するための対策の検討への積極的参加

2 参考データ等

※ 「被害少年カウンセリングアドバイザー」数 全国136人（平成16年4月現在）

（警察では、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の外部専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、被害少年の支援を担当する職員がいつでも専門的な助言を受けられるようにしている。）

男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

法務省作成

施策名 (4) 売買春への対策の推進

1 今後の方向性、検討課題等

- 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
 - ・ 矯正施設において、対象者の特性に応じた矯正教育を実施する。
- 国際的動向への対応
 - ・ 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮称）」を締結するとともに、近年における人身の自由を侵害する犯罪に適切に対処するため、H16.9.8法務大臣が、法制審議会に対し、人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備について諮問した。
同日、法制審議会において、刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会の設置が決定された。
 - ・ H16.12.20上記部会において、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪等に適切に対処するための罰則の整備につき、以下のとおり意見が決定された。
 - (1) 人身の売渡行為及び買受行為を犯罪とすること
 - (2) 「生命・身体加害目的」による略取行為等を犯罪とすること
 - (3) 被略取者等の「輸送」、「引渡し」、「蔵匿」行為を犯罪とすること
 - (4) 国外移送目的略取等の構成要件を「日本国外」から「所在国外」に拡大すること
 - (5) 逮捕・監禁及び未成年者略取・誘拐罪の法定刑を引き上げること
 - ・ 今後は、H17.2.9開催予定の法制審議会において、上記部会の決定を受けて審議の上、答申。それを踏まえて立案作業を進める予定である。
 - ・ 入国管理局では、売春を強制されていた人身取引の被害者が不法滞在者等入管法違反者である場合でも、事案に応じて在留を特別に許可しているところ、今般、入管法を改正し、これら被害者保護について、明文規定を設けることを具体的に検討している。

2 参考データ等

人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備について

国際的にも国内的にも人身取引等 人身の自由を侵害する行為が問題化

国際組織犯罪防止条約・人身取引補足 議定書

- 「人身取引」の犯罪化を要請
(3つの要素)
- ①目的：搾取（性的搾取，強制労働，
臓器摘出等）
- ②手段：暴行，脅迫
欺罔
対象者を支配する者などに対
する金銭の授受等
- ③行為：採用，運搬，移送，蔵匿，收受

国内における人身の自由を侵害する犯 罪の情勢

- 長期間にわたる監禁事案
- 悪質な幼児誘拐事案
- 国境を超えた略取・誘拐事案

我が国としてこれら犯罪に適切に対処することが必要

刑法等の見直し

構成要件の見直し

- ①人身売買罪の新設
(未成年者の買受けや，下
記②の目的による買受け
は加重処罰)
- ②「生命・身体加害目的」に
よる略取行為等の犯罪化
(臓器摘出目的を含む)
(現行の「営利・わいせつ
目的」等に追加)
- ③被略取者等の「輸送，引渡
し，蔵匿」行為の犯罪化
(現行の「收受」に追加)
- ④国境を超える略取行為等の
処罰拡大

法定刑の引上げ

- ①逮捕・監禁
3月以上5年以下の懲役
↓
3月以上7年以下の懲役
- ②組織的な逮捕・監禁
3月以上7年以下の懲役
↓
3月以上10年以下の懲役
- ③未成年者略取・誘拐
3月以上5年以下の懲役
↓
3月以上7年以下の懲役

男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

厚生労働省作成

施策名	(4) 売買春への対策の推進
-----	----------------

1 今後の方向性、検討課題等

近年、人身取引（トラフィッキング）の仲介者等が関与して日本に入国した外国人女性等が、暴力団関係者等により監禁されたり、多額の債務を負わされたりした上、売春等を強要されるという人身取引の被害が大きな問題となっている。売春による搾取は、人身取引被害者の尊厳を傷つけ、人権を侵害するものであり、婦人相談所においては、こうした過酷な状況に置かれた被害者に対して、相談・一時保護等、適切な支援の措置を講ずる。

- ① 婦人相談所では、各種の問題を抱えた女性に対し、相談を行っており、必要な場合には一時保護も行っている。これらの援助について国籍要件は課しておらず、人身取引被害者を含め、外国人も対象としている。
- ② 婦人相談所において、人身取引議定書第6条に定める人身取引被害者の保護及び援助のため、衣食住の提供、カウンセリング、通訳の確保等の取り組みを推進する。
- ③ 人身取引被害者の保護促進の新たな対応として、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター等において、人身取引被害者の一時保護を実施する。

2 参考データ等